

平成 29 年度 法・条例を学ぶ講習会（産業廃棄物編）

9月22日（金）4回目の「法・条例を学ぶ講習会」がコラボしが213階の大会議室で開催されました。今回の『産業廃棄物編』では、産業廃棄物の概要、最新条例情報、最新事例等の説明をしていただきました。皆様方は、「産業廃棄物の運搬、処分の委託に関する契約、契約書に盛り込む事項等、詳しく知れた。」など多数のご意見が寄せられました。

また質問コーナーでは、受講者の方から平成29年10月1日から施行される水銀使用製品産業廃棄物の取扱いに関する質問があり、「組み込み製品で目視確認できないものは産廃の対象外となるのか？」に対して『目視確認できないものは対象外である。』、またその他の質問でも『施設の実施確認の時、優良事業者は、情報公開をされていて内容を確認できるので、信頼出来る。』などと講師からの的確な回答があり、終了時間を忘れるほどの充実した講習会となりました。

また終了前には、共催者の（公財）滋賀県環境事業公社 クリーンセンター滋賀事業所 河合所長よりクリーンセンターの紹介があり、滞りなく第4回目の講習会は終了しました。

【プログラム】

- ◆開催日時 : 平成29年9月22日（金） 14:30～16:30
- ◆開催場所 : コラボしが213階 大会議室
- ◆講師 : 滋賀県琵琶湖環境部 循環社会推進課 児玉主幹
- ◆受講者 : 82名
- ◆内容 : 産業廃棄物の適正処理のために
 - ①廃棄物処理法（廃棄物処理及び清掃に関する法律）
 - ②各種リサイクル法（建設、食品、自動車、家電、小型家電、包装容器）
 - ③PCB 特別措置法 ④水銀使用製品産業廃棄物の取扱いについて
- ◆主催者 : 公益社団法人 滋賀県環境保全協会
- ◆共催者 : 公益財団法人 滋賀県環境事業公社

▽児玉講師の説明▽



▽当日のセミナー風景▽

